

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書ならびに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書ならびに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。